



無料調停相談会を開催します

無料調停相談会では、いろいろな問題を、手軽に、早く、安く解決する調停制度を活用する方法について相談に応じます。

予約は不要ですので、当日、直接相談会場へお越しください。

▶ 目的 無料調停相談会

- (1) 民事問題…交通事故、金銭貸借、土地・建物、公害 等
- (2) 家事問題…離婚、財産分与、子どもの親権、相続、扶養 等

▶ 日時 9月14日(水) 9:30~16:30

▶ 場所

高知市文化プラザかるぼーと 2階 小ホール
高知市九反田2番1号 ☎ 883-5011

▶ 相談担当者 民事・家事調停委員13人
(弁護士調停委員4人含む)

▶ 主催 高知地区調停協会

▶ 後援 高知地方裁判所・高知家庭裁判所

▶ 問い合わせ 毎週月・水・金の9:00~16:00

高知調停協会連合会事務局(家庭裁判所内)
☎ 822-0340 内線133
直通 ☎ 872-7884



無料法律相談会を開催します

高知地方・家庭裁判所では、10月1日から始まる「法の日」週間の行事の一つとして、無料相談会を開催します。

▶ 日時 9月29日(木)

(受付) 12:30~15:00

(相談) 13:00~17:00

▶ 場所 高知市本町5-3-20

高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階

▶ 共催機関 高知弁護士会、高知地方検察庁、高知地方法務局、高知地方・家庭裁判所

▶ 問い合わせ 高知地方・家庭裁判所事務局

総務課庶務係 ☎ 822-0576



四国一斉「法務局くらしの相談所」の開設

高知地方法務局では、四国一斉で、法務局の業務に関する、1日無料相談所を県内5カ所で開設します。

当日は、土地、建物や会社の登記手続き、相続や遺言等に関する相談のほか、戸籍、国籍、人権に関する相談、「法の日週間」及び「公証週間」にちなんで、契約や遺言などの公正証書に関する相談をお受けします。どうぞ、お気軽にお越しください。

▶ 日時

10月2日(日) 10:00~15:00(予約不要)

▶ 相談内容 登記・供託・戸籍・国籍・人権擁護等に関する相談、公正証書に関する相談

▶ 開設場所

① イオンモール高知内イオンホール
高知市秦南町1-4-8

② 高知地方法務局香美支局

香美市土佐山田町旭町1-4-10 土佐山田地方合同庁舎

③ 高知地方法務局須崎支局

須崎市青木町1-4 須崎第2地方合同庁舎

④ 高知地方法務局安芸支局

安芸市矢ノ丸2-1-6 安芸地方合同庁舎

⑤ 高知地方法務局四万十支局

四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎

※①イオンモール高知と⑤四万十支局では、公証人が公正証書に関する相談をお受けします。

▶ 問い合わせ

高知地方法務局総務課 ☎ 822-3331
相談日当日 ☎ 090-8972-2001



知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳にはり、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方

対象となる労働者：建設業の現場で働く人

掛金：月額310円

★特長

- ◎ 国の制度なので安全、確実、申込手続きは簡単です。
- ◎ 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎ 掛金の一部を国が助成します。
- ◎ 掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎ 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

※詳しいことは最寄りの建退共支部へお問い合わせください。

▶ 問い合わせ 建退共支部 ☎ 822-6181